

平成28年 5月31日

## 建設業法改正に伴う許可の業種区分「解体工事」の取扱いについて

### 1 建設業法改正の概要

平成28年6月1日から現行の建設業許可において「とび・土工工事業」に含まれる解体工事を独立し、許可に係る業種区分に「解体工事業」が新設されます。

経過措置として、施行日（平成28年6月1日）時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を有して解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間は、解体工事業の建設業許可を取得せずに解体工事を施工することが可能です。

しかし施行日時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を有しておらず、同日以降に「とび・土工工事業」の建設業許可を取得しても解体工事を行うことはできず、新たに「解体工事業」の建設業許可を取得する必要があります。

### 2 「解体工事業」新設に伴う入札参加資格申請等の森町の対応について

平成27・28年度森町競争入札参加資格者申請（随時申請）について、施行日（平成28年6月1日）から競争入札参加資格者申請（建設工事）の工種区分に「解体工事」を追加する。

申請時の資格要件等については、現行の他業種と同様の取扱いとし、等級は設けません。

※ 解体工事とは、下記の(1)、(2)以外の家屋等の工作物の解体工事をいいます。

- (1) それぞれの専門工事において建設される目的物について、当該目的物のみを解体する工事（各専門工事に該当）
- (2) 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事（土木工事や建築工事に該当）